

第3章

豊橋市生涯学習推進計画（2011-2020）
の方向性

第3章 豊橋市生涯学習推進計画（2011-2020）の方向性

1 計画の基本的な考え方

これまでの豊橋市の生涯学習推進施策の基本は、行政の各部門が連携しながら市全体で生涯学習に取り組む体制を整備していこうとする「生涯学習の環境整備」を推進してきました。

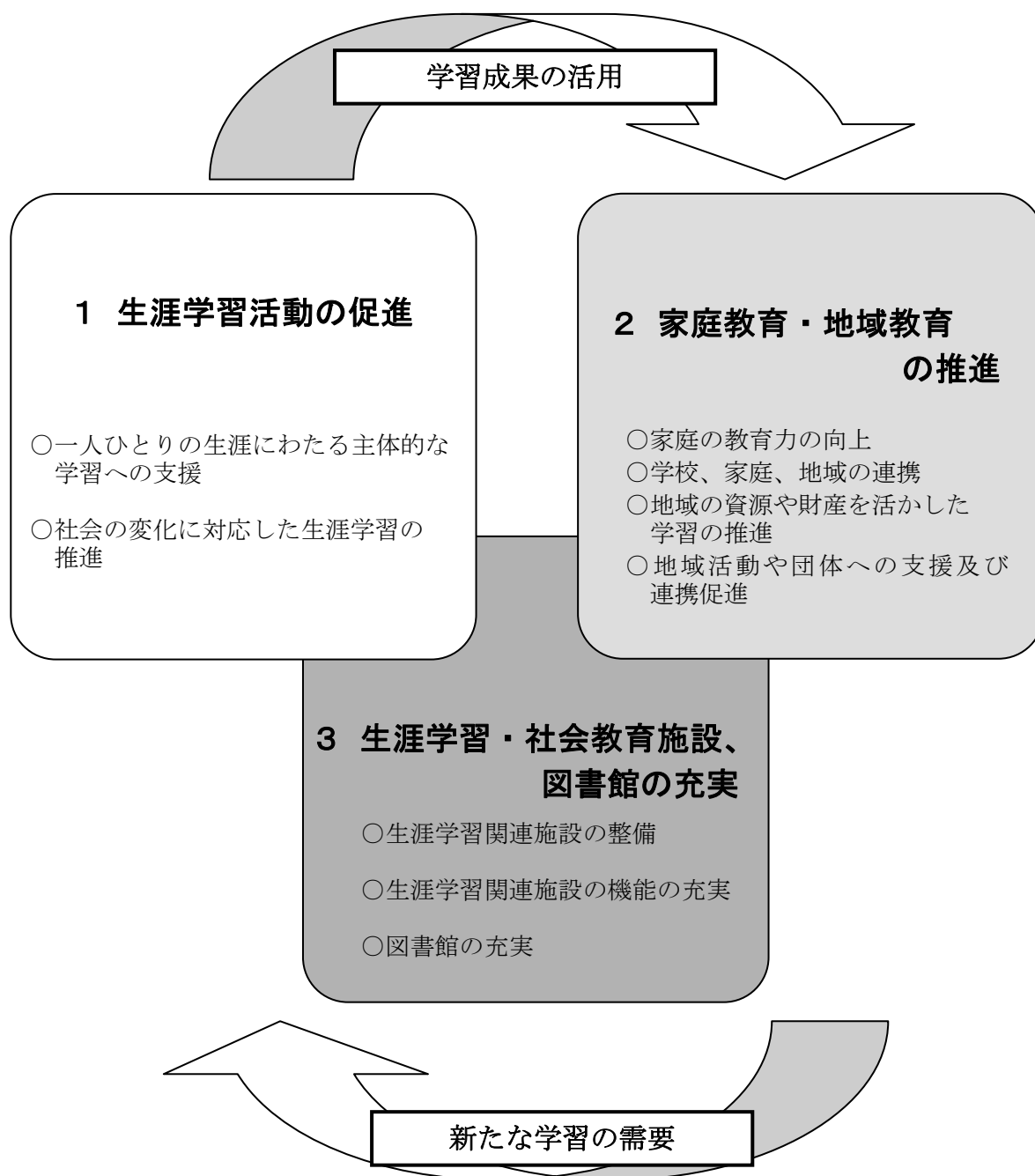
改正された教育基本法では、新たに「第3条（生涯学習の理念）」を設け、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現をうたっています。

また、中央教育審議会の答申（平成20年2月）では「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」において、今後の生涯学習の目指すべき施策の方策について「国民一人ひとりの生涯を通じた学習の支援—国民の学ぶ意欲を支える」と「社会全体の教育力の向上一学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり」をあげています。

そこで、今後の生涯学習推進計画の方向性として、前計画の取り組み状況の課題を踏まえながら、市民の学ぶ意欲を支える学習支援の充実や、社会全体の教育力の向上を目指すとともに、各個人が学習したことにより得られる様々な経験や知識等の「知」の活用が必要になると考えます。

「生涯学習活動の促進」により得られた学習成果を、「家庭教育・地域教育の推進」に活用することにより、「生涯学習・社会教育施設、図書館の充実」を土台として、新たな学習の需要を生み出す「知の循環型社会」の構築を目指します。

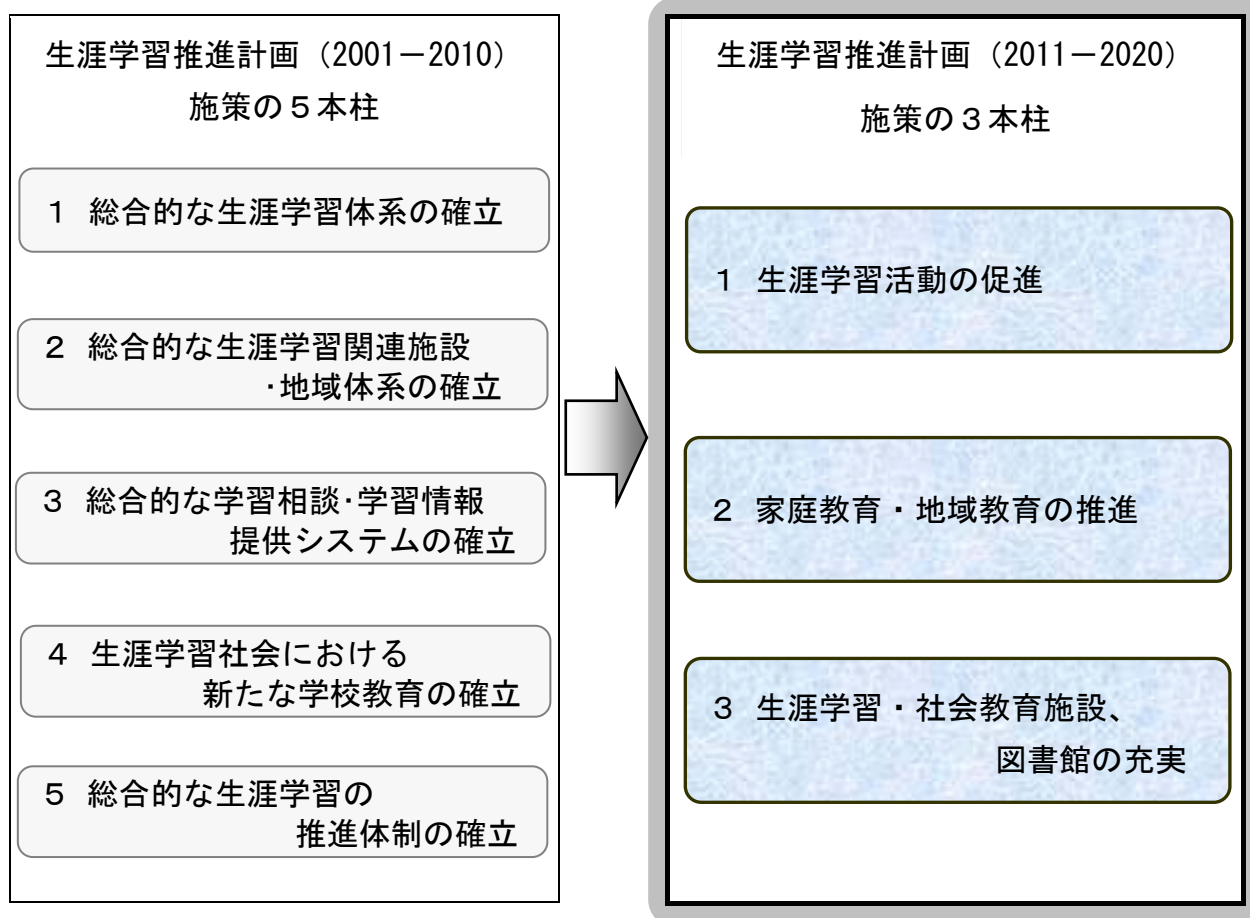
■これからの生涯学習社会のイメージ図



2 施策の3本柱

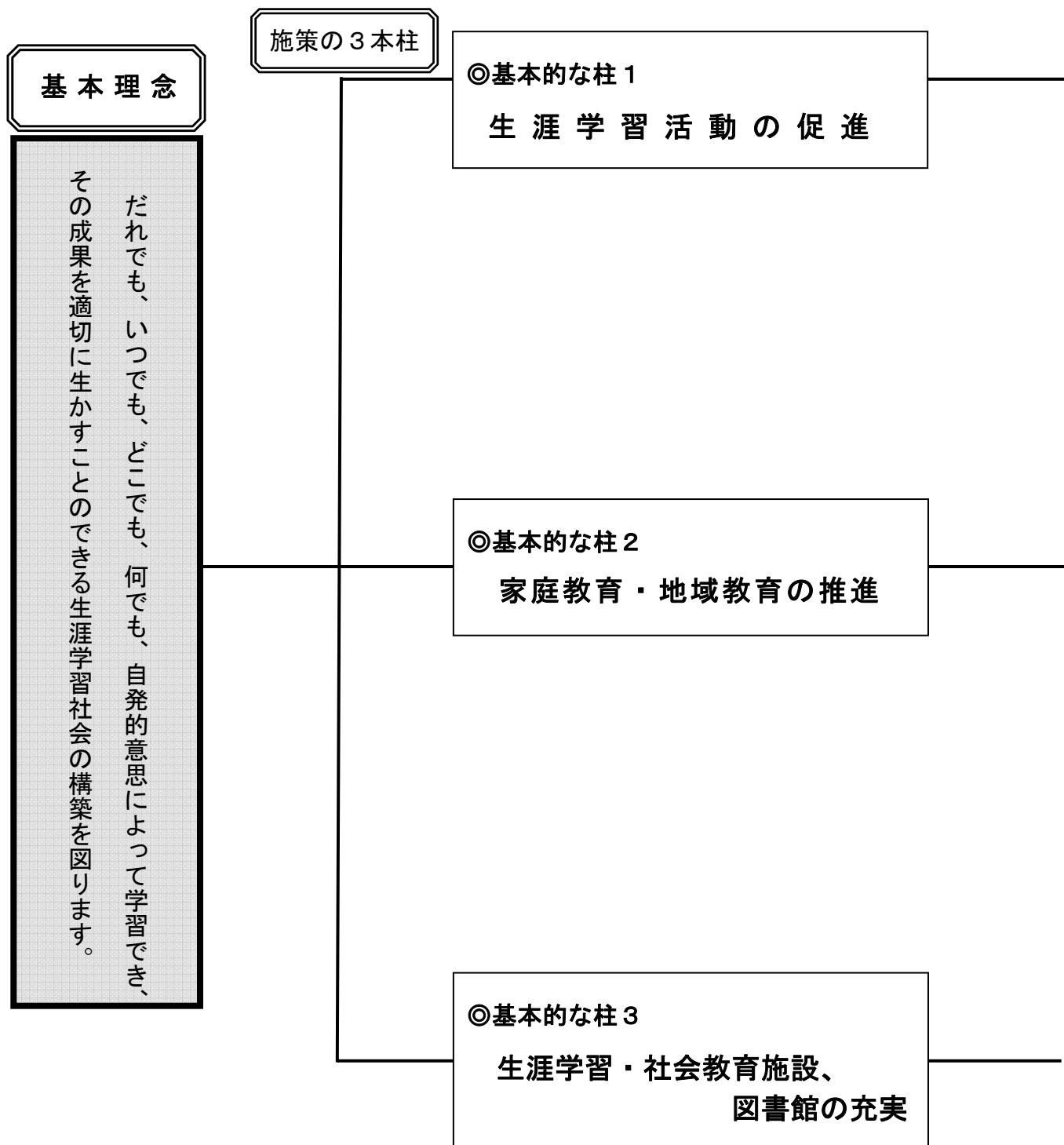
前計画の検証を踏まえ、「生涯学習推進計画の基本理念」をもとに、生涯学習を推進するための「生涯学習活動の促進」と、学習の基礎となる家庭教育と学校教育を含めた社会全体の教育を推進する「家庭教育・地域教育の推進」、および学習の場となる施設を整備する「生涯学習・社会教育施設、図書館の充実」の3本柱を設定し、生涯学習推進のための施策を講じます。

- 1 生涯学習活動の促進
- 2 家庭教育・地域教育の推進
- 3 生涯学習・社会教育施設、図書館の充実



3 計画の体系

本計画の基本理念と、今後5年間に取り組むべき具体的施策として、「施策の3本柱」及び「施策の方向」を示します。



施策の方向

（１）一人ひとりの生涯にわたる主体的な学習への支援

- ①生涯学習関連施設を活用した多様な学習機会の提供
- ②あらゆる機会・方法を活用した学習情報の提供
- ③だれでも、いつでも、何でも気軽に相談できる相談体制の整備
- ④生涯学習に関する普及・啓発 ⑤学習活動を支援する専門的職員の充実

（２）社会の変化に対応した生涯学習の推進

- ①市民活動団体・民間企業などと連携した生涯学習活動への支援
- ②学習成果を地域社会へ活かすためのシステムの構築
- ③市民活動への支援 ④高齢者の生きがいつくり、社会参加の促進
- ⑤少子化対策の取り組み ⑥環境学習推進のための施策
- ⑦消費者教育の推進 ⑧男女共同参画に関する取り組み

（１）家庭の教育力の向上

- ①家庭におけるふれあいの充実を目指した乳幼児教育の推進
- ②家庭の役割に関する父母などへの学習支援
- ③地域や企業などによる子育て教育の推進
- ④父親参加型事業の推進 ⑤教育相談環境の充実

（２）学校、家庭、地域の連携

- ①地域の人材の発掘、活用による地域の資源や財産を活かした学習の推進
- ②地域活動や社会教育関係団体などへの支援及び連携・協力の推進
- ③地域の教育力の向上 ④学校教育の充実

（３）地域の資源や財産を活かした学習の推進

- ①郷土の自然や文化財などを活用した地域学習活動の充実
- ②文化財の保存と活用 ③豊かな自然環境を保全活用する学習機会の充実
- ④食育・食農教育の推進

（４）地域活動や団体への支援及び連携促進

- ①自主グループ活動やボランティア活動の推進 ②地域コミュニティ活動の促進
- ③多文化共生の推進 ④子ども・若者の育成活動の促進

（１）生涯学習関連施設の整備

- ①生涯学習関連施設の整備・充実
- ②老朽化やバリアフリーへの未対応施設の整備・充実

（２）生涯学習関連施設の機能の充実

- ①生涯学習活動を促進するための環境の整備
- ②社会教育関係団体、ボランティア・市民活動団体などへの支援
- ③人材の発掘、生涯学習サポートボランティアの活用

（３）図書館の充実

- ①南地域図書館（仮称）整備事業の推進
- ②ライフステージの充実
- ③図書館の利用促進

